

令和7年度 第449回東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和7年8月5日（火）午後1時30分から午後2時12分  
2 場 所 九段第3合同庁舎11階 共用会議室1-1、1-2  
3 出席者 公益代表委員4名 労働者代表委員6名 使用者代表委員6名

本田会長 ただいまより、第449回東京地方最低賃金審議会を始めます。

主任賃金指導官 傍聴される方は、事前に説明しております遵守事項に従っていただきますようお願い致します。特に、パソコン、携帯電話等通信機器の電源は必ず切ってください。また写真撮影、録音はご遠慮ください。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日は、議事次第、座席表、資料（その1）を配布しております。不足等ございましたら、事務局にお申し付けください。

本田会長 続いて、委員の出欠状況について、事務局から報告をお願いします。

主任賃金指導官 本日は公益代表の成田委員、神吉委員が御欠席でございます。現時点で委員定数18名のうち、16名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第5条第2項による定足数である、全委員の3分の2以上、または各側委員の各3分の1以上を満たしておりますことを御報告いたします。また、永縄委員、布袋委員がWeb会議システムにより、御出席をいただいております。

本田会長 それでは、議事次第に従い、議事を進めてまいります。

まず、議事（1）ですが、令和7年8月4日付けで、中央最低賃金審議会におきまして答申が出されております。

それでは、「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について」という標題の答申内容に関して、事務局から説明をお願いします。

賃金課長 お手元にあります。資料（その1）をご覧ください。一枚めくっていただきますと、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（方針）をお付けしております。

こちらは令和7年8月4日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大

臣宛てに出された答申の内容になっております。読ませていただきます。

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和7年7月11日に諮問のあった令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。記

1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現と持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、賃上げを支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の着実な実行を要望する。

7 その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

8 同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

9 また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

10 価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

11 取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関す

る自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

12さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

13また、いわゆる年収の壁への対応として、年収の壁・支援強化パッケージの活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

続きまして、別紙1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解についてです。こちらも令和7年8月4日付けとなります。

1 としまして、令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安ということで、表としましては、A B C のランク別に都道府県金額が記載されているところです。A ランクが63円、B ランク63円、C ランク64円となっておりまして、東京を含めたA ランクは63円ということになります。その下にかっこして参考ということで、ランクごとの加重平均が A ランク5.6%、B ランク6.3%、C ランク6.7%と記載をされております。

その下2の(1)ですけれど、目安小委員会は今年度の目安審議に当たって、ということで記載がされております。特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2025に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきたとございます。

以下ですね、目安を決めた要素等についての説明が記載をされてお

ます。

項目だけ申し上げますと、アとしましては労働者の生計費になります。

次は5ページのところ、イとしまして賃金になります。

続きまして6ページのところ、ウとしまして通常の事業の賃金支払い能力になります。

続きまして8ページのところ、エとしまして各ランクの引上げ額の目安になります。10ページの真ん中あたり、このエの最後のところですが、これらのことを考慮すれば、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的にはAランク63円(5.6%) Bランク63円(6.3%) Cランク64円(6.7%)とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は81.8%から82.8%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなるとございます。

次の項目はオとしまして、政府に対する要望が記載されております。

次は12ページのところ、カとしまして地方最低賃金審議会への期待等とございます。読み上げさせていただきます。

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと考える。

なお、各地域の最低賃金額改定の審議に当たっては、最低賃金法第9

条第2項の3要素のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねることが非常に重要であり、政府や自治体の各種支援策によって、企業の生産性向上とともに、労働者の賃金上昇が図られることが期待されるが、各種支援策の詳細な制度設計は今後行われるものもあることに留意が必要である。

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要な賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。また、いわゆる年収の壁を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりであるとありまして、別添参考資料につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして41ページのところで、別添2の中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告について、お伝えさせていただきます。

こちら令和7年8月4日付となっております、2のところで労働

者側見解、3のところでは使用者側見解がございますので、読み上げさせていただきます。

## 2 労働者側見解。

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、33年ぶりに5%台の高い水準と言われた昨年をさらに上回る成果が報告されたが、新たなステージに移った日本経済を安定した巡航軌道へ導くためには、労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引上げを通じ、これを波及させる必要があり、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて、審議を進める必要があると主張した。

昨年を上回る賃金・初任給の引上げは、経営・事業環境や企業業績の状況が決して良いとは言えない中においても、労使交渉を通じて、人材の確保・定着など、今後の事業継続を見据えた人への投資を経営側が英断した結果であると述べた。

地域別最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げる必要があり、今年是一个の通過点として、全都道府県で1,000円超の実現は必須であること、また、中期的には一般労働者の賃金中央値の6割という目標を念頭に来年以降も、継続的に水準を引き上げる必要があることから、本年は昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきと主張した。

現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていない上、昨年の改定以降の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は足元で4%強の高水準で推移しており、物価の上昇基調は続いている。頻繁に購入する品目の消費者物価指数にはこの間高騰してきたコメが含まれていないため、最低賃金近傍で働く者の生活は昨年以上に苦しく、生活実感をいかにデータから汲み取るのかという観点は今年も重要であると述べた。

地域間額差は、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となり、昨年は、B・Cランクを中心に、目安を大幅に超える引上げが相次いだ。地域の自主性がこれまで以上に発揮された結果である一方、地方審議における目安の意義が問われかねない事態である。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論

を促す観点からも、昨年の実績も念頭に置いた中賃としてのメッセージを示すべきと主張した。

企業の倒産件数は、中長期的にみれば低い水準で、統計上の雇用情勢は堅調である。最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しておらず、最低賃金の引上げに伴い、むしろ労働力人口は増加傾向にあることから、雇用情勢への影響は極めて限定的と主張した。

企業の経常利益は実績ベースでみて堅調に推移しており、中小企業の労働分配率の水準は高いものの近年では低下傾向にあり、総じて賃金支払能力は問題なく、その上で、中小・零細事業所における賃上げの実現性をさらに高めるためには、より広範な支払い能力の改善・底上げが重要であり、政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めると主張した。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は誰もが時給1,000円への到達と、生活できる賃金水準の実現に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

### 3 使用者側見解。

使用者側委員は、最低賃金引上げの必要性は十分認識している中、その影響が大きい中小企業の賃上げには、原材料や労務費等のコスト増加分の十分な価格転嫁と生産性向上を図り、原資を確保することが必要であり、規模、業種によっては堅調・好調な企業がある一方、物価高や最低賃金を含む人件費の高騰等分を十分に価格転嫁できている企業はまだ少なく、なかでも、Cランク等の地方や小規模事業者の業況は特に厳しいと主張した。

また、満足に価格転嫁ができない状況で、全ての企業に適用される最低賃金の過度な引上げは、経営をより一層圧迫しかねないと主張した。

最低賃金法に定める決定の三要素である生計費・賃金・通常の事業の賃金支払能力を各種統計資料からの確に読み取るとともに、通常の事業の賃金支払能力に重きを置き、三要素を総合的に表す賃金改定状況調査結果の、とりわけ第4表の賃金上昇率を重視して議論を重ねていく、この基本的な考え方に一切変わりはないと述べた。

その上で、今年度は、明確な根拠・データに基づいた納得感ある目安額の提示がこれまで以上に求められ、三要素のデータを丁寧かつバランスよく見ることが重要と主張した。

具体的な目安額について、各地方最低賃金審議会の議論に資する、合理的かつ納得性の高い根拠・ロジックを示すことが中央最低賃金審議会の役割との共通認識のもと、審議を尽くすべきと強く主張した。

近年の最低賃金は毎年度、過去最高を更新し続け、地域別最低賃金の決定にあたっては、目安額を下限として、目安にどれだけ上乘せするかという議論が繰り広げられている地域があり、その際、三要素によらない隣接地域との競争や最下位の回避等を意図した審議が散見され、賃金の低廉な労働者に対するセーフティネットという最低賃金本来の目的から乖離している可能性を指摘した。

目安小委員会報告が示す引上げ額はあくまで目安であり、地域の実態に基づき各地方最低賃金審議会で目安を参考に議論し、地域別最低賃金額を決定することを確認するとともに、目安審議で用いた統計資料を各地方最低賃金審議会でも活用できるよう、都道府県別データの存在の有無を確認しつつ議論したいと述べた。

地域別最低賃金の発効日は法律により10月1日に定められていない中、近年の大幅引上げによって、これまで以上に事業者側の相当な準備期間が必要であることに加えて、実効性確保の観点から、周知期間の十分な確保や年収の壁による就業調整による人手不足の一層の深刻化等の様々な影響も考慮すべきであることを踏まえ、各地方最低賃金審議会が実態に即して発効日を柔軟に決定することが望ましいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

私からの説明は以上です。

本田会長

はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、質問がございましたらお願いします。

(特になし)

本田会長

特にご質問はないということによろしいですかね。

そうしましたら、中央最低賃金審議会答申により示された目安を踏まえ、労・使各側から現段階における基本的な考え方の表明をお願いしたいと思います。

まずは、労側いかがでしょうか。

大島委員

基本的な考えは、前回の本審で申し上げたとおりです。また、中央最低賃金審議会において、44年ぶりに7回目の審議が行われたという事で、熟議の結果であるという事は、受け止めております。議論、そして長い議論経過についても、尊重していきたいと思っております。

ただ、今回出された63円という目安の金額に関しましては、現在の東京の最低賃金1,163円に対して5.4%になりますが、今年4月の春闘の賃上げ以降も、実質賃金に関しては、マイナスで推移している状況という事と、東京で働いて生活する、あるべき水準という観点からも、かなり低いものであり、本年度の審議会において、我々が求めている水準とは大きく乖離があると言わざるを得ない金額だと思っております。

とはいえ、今後の議論については、中央最低賃金審議会の議論経過も踏まえた上、慎重に進めてまいりたいと思っております。

本田会長

労側の大島委員からご意見をいただきましたが、その他の労側委員の方で意見表明される方はいらっしゃいますか。

(特になし)

本田会長

よろしいですか。はい、承知いたしました。

次に、使側のほうは、意見いかがでしょうか。

では、神委員。

神委員

私も前回の本審で、基本的な考え方を申し上げましたが、改めて意見表明ということで、お伝えしたいと思います。実質賃金の低下が続いている中において、使用者側としても最低賃金の一定の引上げが必要であることについては、しっかりと理解をしているつもりでございます。

しかしながら、最低賃金は、最低賃金法に基づいて、全ての企業に強制的に適用され、違反には罰則が課せられる法的強制力のある制度ですので、自社の経営環境や財務状況に基づいて、企業が自主的に決定する賃金の引上げとは、根本的に異なるという事を十分に踏まえた議論をしていく必要があると思っております。大切なのは、最低賃金の引上げの影響を最も強く受ける中小・小規模事業者への十分な配慮であり、企業経営を圧迫しかねない過度な引上げの抑制という観点からも議論していく必要があると考えております。

今回、異例とも言える7回にわたる目安小委員会での議論を経て、中央最低賃金審議会から示された目安額につきましては、政府からの強い圧力をかわした中での決着であったとの論評も見られるところではございますが、政府方針に沿った目標ありきの結論となった印象は拭えず、中小・小規模事業者の実態が十分に反映されたものと受け止めることは、使用者側としては難しいと考えているところでございます。引上げの根拠とされる統計数値につきましても、昨年同様に、恣意的と言いますか、意図的な選定がなされたのではないかと感じているところでございます。

近年、政府方針に沿った形で、地域別最低賃金の大きな引上げが行われてきた中で、企業の負担感が年々増しているという事は、東京における最低賃金の影響率が、2022年の15.4%から、2024年には17.6%へと上昇している事からも明らかであると思っております。アメリカの関税措置への対応など、先行きが極めて不透明な経済状況の中にあつて、今年も過去最高額の引上げが行われることになれば、雇用の維持や事業の継続に深刻な影響を及ぼす可能性が高いと考えております。特に中小・小規模事業者の経営に、直接的かつ重大な影響を与えかねないと思ってい

るところでございます。

最低賃金の検討に当たりましては、最低賃金法第9条に定められた三要素を総合的に考慮して決定すべきであり、使用者側としては企業の支払い能力を示す指標として、賃金改定状況調査、いわゆる第4表を重視すべきとの立場に変わりはありません。物価高騰が続く中で、生計費への一定の配慮が必要であるという事は認識をしているところですが、三要素のうち生計費のみに偏重することなく、中小・小規模事業者の経営実態を慎重に見極めながら、納得感のある引上げ額の決定に向けた丁寧な審議というものが、必要であると考えているところでございます。

また、今回の公益委員見解では、発効日について、引上げ額とともに地賃で十分に議論を行うよう要望するとの内容が、初めて盛り込まれました。使用者側といたしましては、これを重く受け止め、公示等の手続きを経て、最短の日数で、新たな時間額が自動的に発効するという、これまでの慣例ではなく、適切な発効日のあり方についても、しっかりと議論していきたいと思っているところでございます。発効日のあり方につきましては、従来から繰り返し申し上げてきた通り、就業調整による人手不足に加え、企業負担の軽減という観点からも、来年4月1日もしくは1月1日を視野に、真摯な議論を行っていきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

本田会長

ありがとうございました。ただいま、使側の神委員からご意見を頂きましたが、他の委員の方で意見表明される方はいらっしゃいますか。

はい、坂巻委員どうぞ。

坂巻委員

中央会の坂巻でございます。今回の、中央最低賃金審議会の目安について、ご意見申し上げます。

これまでにない、非常に高い目安額が示されたという事で、驚きを隠せない状況でございます。現下の物価上昇あるいは人手不足を考えれば、賃金の引上げは重要なことであると考えております。昨年来の春闘に見られたように、各企業の経営判断、自主的な判断による賃金の引上げは

経済成長と国民福祉の向上のためには不可欠なことであり、積極的に取り組むべきものであると考えてございます。

他方、全ての企業に強制的に適用される最低賃金につきましては、一定の引上げは必要なものの、春闘に代表される一般の賃金と同列に論ずるべきではないものだろうと考えております。ましてや今回は、春闘による引上げ率をも上回るものとなってございます。あたかも、政府の骨太の方針に示された2020年代に1,500円、これが所与のものとなり、いかに近づけていくかの証拠探し、あるいは理論づけになっていくかのようでもあります。これでは審議会の中立性を脅かしかねないのではないかとこの危惧を持っている次第でございます。繰り返しになりますが、一定の引上げは必要でございます。これには全く異論はございません。その程度が問題なのではないかと考えます。

今回においては、いわゆる三要素や客観的なデータに基づいて審議を進めた結果がこの目安額であろうかが、疑問を持たざるを得ないところであります。今回用いられた物価上昇率につきましては、具体的な内容には触れませんが、都合の良いデータをつまみ上げた内容にはなっていないかという感じがしてなりません。

さはさりながら、中央において議論を尽くした上での目安額でもございますので、それを無碍にないがしろにするというのも礼を失するというふうに承知してございます。とするならば、付記されておりますように、発効時期について、先例に倣う昨年までのあり方を、立ち止まって考えることもありではないかと考えております。ぜひ、御審議いただく絶好の機会であることを、御列席の委員の皆様の共通認識として持っていただければ幸いです。

最後に、我が国の経済は、政治が回しているものでもなく、大企業だけで回しているものでもなく、サプライチェーンを下支えしている中小企業、小規模企業があつてこそであるということを、どうか念頭に置いて、ご審議頂くことを切にお願い申し上げます。

私からは以上です。

本田会長

清田委員、どうぞ。

清田委員

今の御二方の繰り返しになってしまいますが、改めて私としても重点を置きたいと思っているポイントを発言させていただきます。

賃上げは重要であるということ、また最低賃金についても一定の引上げが必要であるということは、十分承知をしているところでございます。

他方でセーフティネットである最低賃金を議論するにあたっては、生計費、賃金、支払能力、その三要素をバランスよく、かつ丁寧に見ながら議論をしていきたいと思っております。一定程度、生計費を重視するという考え方が理解できないわけではありませんが、過度にそれだけに捉われた結論というところには、理解が難しいところでございます。

今回示された目安額63円、5.4%という数字については、支払能力という観点から踏まえると、極めて高い水準であると受け止めているところでございます。繰り返しになりますが、三要素のデータ、出来る限り東京都のデータを用いながら、バランスよく議論を深めてまいりたいと思います。

最後に、発効日につきまして、こちらも御二方の繰り返しとなります。近年の最低賃金の高い引上げの状況を踏まえ、一定の準備期間というものは、あってしかるべきと考えてございます。中央最低賃金審議会の公益委員見解に記載されていることも踏まえ、発効日についても十分に議論を深めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上です。

本田会長

ありがとうございました。使用者側の委員はよろしいでしょうか。

(特になし)

本田会長

ただいま使用者側3名から御意見いただきましたが、それを踏まえて、労働者側で追加で御意見がということであればお伺いしますが、よろしいですかね。

(特になし)

本田会長                   承知いたしました。それでは、中央最低賃金審議会の答申をお配りしたところですが、今後専門部会において、金額審議をお願いしたいと思います。

では、議事（2）その他に進みますが、何か予定の議題事項以外に審議すべき事項があるようでしたら、挙手をお願いします。

（特になし）

本田会長                   特になければ、本日はこれにて審議終了といたします。

本日の議事録は、東京地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は澤登委員に使側委員は清田委員に確認をお願いします。

最後に事務局から連絡事項があればお願いします。

賃金課長                   次回の開催日程につきましては、後日事務局より御連絡させていただきます。皆様の御出席をよろしく願いいたします。

本田会長                   それでは、本会はこれにて終了といたします。本日はお疲れさまでした。